

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.4.14

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648

FAX82-2-504-5350

在外選挙人名簿および国外不在者申告人名簿閲覧期間: 選挙日前 39 日から選挙日前 35 日まで

- ◎ 『公職選挙法』では在外選挙人名簿と国外不在者申告人名簿が間違っ
て作成された場合、異議申請を通じて訂正できるように閲覧および異議申請期間を置
いています。

選挙権者が在外選挙人登録申請や国外不在者申告をしたとしても在外選挙人名簿や国外不在者申告人名簿(以下“在外選挙人名簿など”という)に登載されなければ、在外選挙に参加できないため、『公職選挙法』は在外選挙人名簿などを閲覧できる閲覧期間を置いており、間違っ
て作成された内容に対しては異議申請を通じて、正しく直せるようにしています。

したがって、選挙権者は名簿の作成期間満了日の翌日から 5 日間(選挙日前 39 日から選挙
日前 35 日まで)在外選挙人名簿と国外不在者申告人名簿を閲覧して異議申請できます。
ただし、在外選挙人名簿を閲覧しようとする選挙権者は閲覧期間中、中央選挙管理委員会
が開設・運営するインターネット ホームページで自分の情報に限って、インターネットだけ閲
覧することができ、国外不在者申告人名簿を閲覧しようとする選挙権者は閲覧期間中、区・
市・郡の長が定めた場所で閲覧したり、区・市・郡の長が開設・運営するインターネット ホー
ムページで自分の情報に限って、閲覧できます。

在外選挙人名簿および国外不在者申告人名簿閲覧期間

- ▶ 第 19 代国会議員選挙 : 2012. 3. 3. ~ 2012. 3. 7.
- ▶ 第 18 代大統領選挙 : 2012. 11. 10. ~ 2012. 11. 14.

**選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています**